

議員発案第 2 号

私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を  
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の軽減・拡充を求める意見書」を提出するものとする。

平成24年9月27日 提出

提出者 三条市議会議員 杉 井 旬

賛成者 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

同 三条市議会議員 野 崎 正 志

同 三条市議会議員 久 住 久 俊

同 三条市議会議員 高 坂 登 志 郎

私立高校生が学費を心配せず学べるように、私学助成の増額・拡充を  
求める意見書

私立高校は、その建学の精神・独自の教育理念に基づき、先進的で多様な教育を行うこと  
によって本県の教育の発展において、また多様化する県民の教育要求に応えるという点から  
も重要な役割を果たしてきた。

平成22年4月から公立高校の授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度が施行され、公  
立高校の無償化と併せて、私立高校生には就学支援金が支給され、保護者の経済的負担の軽  
減が図られたところである。また、本県においては、本県独自の学費軽減予算増額により、  
年収約430万円未満世帯の学費軽減が図られた。

しかしながら、私立高校における学費の負担はいまだに家計を圧迫しており、私立高校初  
年度納付金で約18万円～40万円の負担が残されたままとなっている。県内高校生の約2割が  
私立高校に通う状況の中で、私立高校生とその保護者は学費の公私間格差という不公平な状  
態に置かれている。こうした状態を解消するためには、県が責任を持って学費の保護者負担  
の軽減を進める必要がある。

よって、県においては、本県教育の発展のために私学教育の振興を図る立場から、また、  
私立高校生の修学上の学費負担を軽減する立場から、次の事項について特段の措置を講ずる  
よう強く要望する。

記

- 1 私学助成制度を拡充し、学費の公私間格差是正を進めること。
- 2 学費軽減制度を拡充すること。
- 3 私立高校の耐震化助成を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月27日

三条市議会議員 熊倉 均

〔提出先〕

新潟県知事